

京都市教育長訓令甲第5号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市教育長 在田正秀

第2条第3号中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)